

令和2年4月20日

生徒・保護者各位

福島県立相馬高等学校長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について

県教育委員会より4月21日（火）から5月6日（水）までの間、臨時休業とする旨通知がありました。これに伴い本校でも以下のように対応しますので、よろしくお願いいたします。

- 4月21日（火）～5月6日（水）を臨時休業とします。また、5月7日（木）は本校創立記念日となっていますので、この日も休業日となります。

ただし、休業中の生活・学習等の指導のため、登校日を設けることがあります。

- 臨時休業期間中は、部活動も中止となります。

- 留意事項

- ・ 不要・不急の外出を控え、自宅で過ごす。
  - ・ 『健康観察シート』を活用し、毎日、自分の体調の確認をする。
  - ・ 咳エチケットや手洗いをはじめとした感染症対策を徹底する。
  - ・ 「換気の悪い密室空間」「大勢いる密集場所」「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を避ける。
  - ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日間続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、帰国者・接触者相談センター（保健所）に相談する。
  - ・ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合、あるいは、濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校に連絡するとともに、保健所や医師の指示に従う。
  - ・ 自宅において、学校からの課題に取り組むとともに、計画的に自学、自習に努める。
  - ・ 規則正しい生活を心がけるとともに、「3つの密」を避け、適度な運動をする。
- ※ やむを得ず学校に来なければならない用事等ができた場合は、学校に連絡してください。
- ※ 今後の対応や連絡等につきましては、随時、学校ホームページやメール等でお知らせしますので、閲覧・確認をお願いいたします。

（福島県立相馬高等学校 電話 0244-36-1331）